今日の一間(やまだ塾)

(2008年10月20日掲載)

	(2008 年 10 月 20 日掲載)		
No.86	仕事と生活の調和の実現に向けた厚生労働省の主な取組みについて述べよ。		
解答	【1】「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行		
	動指針」		
	・内閣官房長官を議長とし、関係閣僚、有識者並びに経済界、労働界および地方公共団体の代表		
	者をメンバーとする「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において検討が進められた。		
	-2007 年 12 月 18 日に憲章および行動指針が策定された。		
	憲章のポイント	行動指針のポイント	
	■憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示	■行動指針は、企業や働く者等の効果的な取	
	すもので、仕事と生活の調和の緊要性、仕事	組みおよび国や地方公共団体の施策の方針	
	と生活の調和が実現した社会の姿, 関係者が	を示している。	
	果たすべき役割を示している。	■仕事と生活の調和の実現の取組みは,	
	■憲章は、仕事と生活の調和が実現した社会	個々の企業の実情に合った効果的な進め方	
	の姿を「国民一人ひとりがやりがいや充実感	を労使で話し合い,自主的に取り組むことが	
	を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとと	基本とする。このため、行動指針は、憲章で示	
	もに、家庭や地域生活などにおいても、子育	した目指すべき社会を実現するための企業や	
	て期、中高年期といった人生の各段階に応じ	働く者の取組みを明示している。さらに、国と	
	て多様な生き方が選択・実現できる社会」と定	地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組	
	義し、次のような社会を目指すべきであるとし	みを積極的に支援するとともに、多様な働き	
	ている。	方に対応した子育て支援や介護などのための	
	(1)就労による経済的自立が可能な社会	社会的基盤づくりの取組みを明示している。	
	(2)健康で豊かな生活のための時間が確保で	■また、社会全体の目標として、就業率、週労	
	きる社会	働時間 60 時間以上の雇用者の割合, 第1子	
	(3)多様な働き方・生き方が選択できる社会	出産前後の女性の継続就業率などについて、	
	■この上で、関係者の役割を次のとおり示し	5年後および10年後の数値目標を設定すると	
	ている。	ともに、社会全体でみた仕事と生活の調和の	
	・企業と働く者は、協調して生産性の向上に努	実現状況等を把握するための「『仕事と生活	
	めつつ, 職場の意識や風土の改革, 働き方の	の調和』実現度指標」のあり方を示し、これら	
	改革に自主的に取り組む	を活用して、進捗状況を把握・評価し、政策へ	
	・国民は、自らの仕事と生活の調和の在り方	の反映を図るとしている。	
	を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果		
	たす		
	・国は, 社会的気運の醸成, 制度的枠組みの		
	- 1 - L		

に取り組む ・地方自治体は、創意工夫の下に地域の実情 に応じた展開を図る 【2】厚生労働省の主な取組み(予定を含む) (1)基本的方向 ・上記【1】の憲章および行動指針を踏まえ、社会的気運の醸成を図るととも に、企業における労働時間等の見直しや仕事と家庭の両立支援の取組み等 を,推進するとしている。 (2)主な取組み ①社会的気運の醸成 ・「仕事と生活の調和推進プロジェクト」の実施 ・業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の特定 支援 ・「仕事と家庭の調和推進アドバイザー(仮称)」の要請 ・仕事と家庭の調和すし新会議の開催(地域ごとの取組みの推進) ②仕事と家庭の両立支援 ・育児休業・介護休業制度の普及定着および見直しの検討(育児期における 短時間勤務制度の強化・男性の育児休業取得推進) ・事業所内保育施設の設置・運営の支援の充実等、両立支援に取り組む事 業主への支援 ・次世代法の改正による企業における次世代育成支援対策の推進 ・マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能強化 ・保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化 ・放課後児童クラブの推進 ③労働時間等の見直しにむけた取組みの促進 ・改正「労働時間等の見直しガイドライン」の周知・啓発 ・中小事業主に対する労働時間等の見直しの促進(助成制度等) ・長時間労働抑制に向けた重点的な監督指導等 4テレワークの普及促進 ⑤精神企業の表彰等 ・ファミリー・フレンドリー企業の一層の普及促進(表彰等) ・仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業の実施 ⑥自己啓発や能力開発の取組みの支援 (7)パートタイム労働者の均衡待遇確保等

構築、環境整備などの促進・支援策に積極的

(参考)厚生労働省政策レポート等